

自己資本の構成に関する開示事項（平成30年3月期 第3四半期末の自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

1. 連結自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年12月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年9月末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	248,327		246,109	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	57,613		57,613	
2	うち、利益剰余金の額	194,186		192,875	
1c	うち、自己株式の額（△）	3,473		3,468	
26	うち、社外流出予定額（△）	—		911	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	117		108	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	129,764	32,441	122,854	30,713
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	—		—	
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置	—		—	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	378,208		369,073	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額	1,674	418	1,797	449
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の ものの額	1,674	418	1,797	449
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 0	△ 0	39	9
12	適格引当金不足額	4,275	1,068	5,203	1,300
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	0	1	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	534		650	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,486		7,692	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	371,722		361,380	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年12月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年9月末	経過措置に よる不算入 額
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—	—	—
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	—	—	—	—
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 の合計額	—	—	—	—
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	—	—	—	—
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—	—	—
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額 の合計額	534	—	650	—
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	534	—	650	—
42	Tier2 資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	534	—	650	—
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—	—	—	—
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	371,722	—	361,380	—
Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	11,194	—	12,303	—
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—	—	—
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	20,000	—	20,000	—
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	20,000	—	20,000	—
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する 資本調達手段の額	—	—	—	—
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	131	—	126	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	131	—	126	—
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計 額	20,591	—	19,292	—
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	20,591	—	19,292	—
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	51,918	—	51,722	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年12月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年9月末	経過措置に よる不算入 額
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	534		650	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	534		650	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	534		650	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	51,383		51,072	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	423,106		412,452	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	420		450	
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	418		449	
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る経過措置	—		—	
	うち、自己保有普通株式に係る経過措置	1		1	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,497,266		2,439,419	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	14.88		14.81	
62	連結Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	14.88		14.81	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	16.94		16.90	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	26,805		23,864	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	933		933	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	131		126	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	519		493	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	13,154		12,991	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	30,000		30,000	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

2. 単体自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年12月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年9月末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	238,575		236,650	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	57,019		57,019	
2	うち、利益剰余金の額	185,029		184,011	
1c	うち、自己株式の額（△）	3,473		3,468	
26	うち、社外流出予定額（△）	—		911	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	117		108	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	128,407	32,101	121,572	30,393
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	367,100		358,332	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	1,645	411	1,762	440
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	1,645	411	1,762	440
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 0	△ 0	39	9
12	適格引当金不足額	5,129	1,282	6,021	1,505
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	0	1	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	641		752	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,417		8,577	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	359,682		349,754	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年12月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年9月末	経過措置に よる不算入 額
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置	—	—	—	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—	—	
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	641	—	752	—
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	641	—	752	—
42	Tier2 資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	641	—	752	—
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—	—	—	—
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	359,682	—	349,754	—
Tier2 資本に係る基礎項目					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	11,194	—	12,303
		特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	—
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	—	20,000	—
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	—	—	—	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	20,496	—	19,220	—
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置	20,496	—	19,220	—
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	51,691	—	51,523	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年12月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年9月末	経過措置に よる不算入 額
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	641		752	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	641		752	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	641		752	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	51,050		50,770	
総自己資本					
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	410,733		400,525	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	412		442	
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	411		440	
	うち、自己保有普通株式に係る経過措置	1		1	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,465,273		2,408,751	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1 比率 (ハ) / (ヲ)	14.58		14.52	
62	Tier1 比率 (ト) / (ヲ)	14.58		14.52	
63	総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	16.66		16.62	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	26,690		23,755	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	—		—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	86		66	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	13,178		13,020	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	30,000		30,000	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。